

○北海道警察職員の利害関係者に関する規程

北海道警察本部訓令第11号

平成12年5月1日

改正 令和元年10月25日警察本部訓令第19号

北海道警察職員の利害関係者に関する規程を次のように定める。

北海道警察職員の利害関係者に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号）第12条第3項及び北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）第5条第1項ただし書の規定に基づき、北海道警察職員の利害関係者に関し必要な事項を定めるものとする。

(利害関係者から除く者)

第2条 北海道職員倫理規則第5条第1項ただし書に定める者は、北海道警察職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する運転免許を与える事務 運転免許の申請をしようとしていることが明らかである者

(2) 道路交通法第101号第1項に規定する免許証の更新をする事務 免許証の更新の申請をしている者及び免許証の更新の申請をしようとしていることが明らかである者

(犯罪の捜査に関する利害関係者)

第3条 北海道警察職員が職務として犯罪の捜査に携わる場合の当該犯罪の被疑者又はその弁護人若しくは代理人は、当該北海道警察職員の利害関係者とみなし、北海道職員倫理規則の規定を適用する。

2 被疑者が法人（法律の規定により法人とみなされる人格のない社団等を含む。）である場合における役員、従業員その他の者（当該法人の利益のためにする行為を行う場合に限る。）は、前項の被疑者とみなし、同項の規定を適用する。

附 則

この訓令は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（令和元年警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和元年10月25日から施行する。